

山梨県公報

第千四百四十四号

平成十六年

一月十九日

月 曜 日

目次

告示

漁業権の免許について……………一七

道路の区域変更(三件)……………一八

教育委員会……………一九

山梨県教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則の一部を改正する規則……………一九

告示

山梨県告示第十号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第十条の規定により、共同漁業及び区画漁業を次のとおり免許した。

平成十六年一月十九日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 共同漁業

1 漁場計画の際の公示番号、免許番号並びに漁業権者の名称及び住所

漁場計画の際の公示番号	免許番号	漁業権者の名称	漁業権者の住所
内共第一号	内共第一号	峡北漁業協同組合	葦崎市円野町下内井上河原三十六番地の二
内共第二号	内共第二号	山梨中央漁業協同組合	甲府市下飯田二丁目八番三十四号
内共第三号	内共第三号	峡東漁業協同組合	山梨市正徳寺千九百二十番地

内共第四号	内共第四号	富士川漁業協同組合	西八代郡下部町波高島下河原百六十番地
内共第五号	内共第五号	早川漁業協同組合	南巨摩郡早川町高住七百五十八番地
内共第六号	内共第六号	丹波川漁業協同組合	北都留郡丹波山村八百九十番地
内共第七号	内共第七号	小菅村漁業協同組合	北都留郡小菅村六千四百三十一番地
内共第八号	内共第八号	桂川漁業協同組合	北都留郡上野原町上野原二千五百八十番地
内共第九号	内共第九号	都留漁業協同組合	南都留郡西桂町下暮地七百八十八番地
内共第十号	内共第十号	秋山漁業協同組合	南都留郡秋山村七千六十二番地
内共第十一号	内共第十一号	忍草漁業協同組合	南都留郡忍野村忍草三百七十一番地
内共第十二号	内共第十二号	道志村漁業協同組合	南都留郡道志村六千八百八十一番地
内共第十三号	内共第十三号	山中湖漁業協同組合	南都留郡山中湖村山中百三十六番地
内共第十四号	内共第十四号	河口湖漁業協同組合	南都留郡富士河口湖町河口二千九百八十五番地
内共第十五号	内共第十五号	西湖漁業協同組合	南都留郡富士河口湖町西湖二百九十五番地
内共第十六号	内共第十六号	精進湖漁業協同組合	西八代郡上九一色村精進五百十四番地
内共第十七号	内共第十七号	本栖湖漁業協同組合	西八代郡上九一色村本栖三百二十番地

内共第十 八号	内共第十 八号	道志村漁業協 同組合	南都留郡道志村六千八百一十一番地
		相模川漁業協 同組合連合会	神奈川県厚木市三田千九百二十八番地

2 免許の内容、存続期間及び制限又は条件
共同漁業及び区画漁業の内容となるべき事項等（平成十五年山梨県告示第四百五十八号）のとおりとする。

1 漁場計画の際の公示番号、免許番号並びに漁業権者の名称及び住所

漁場計画 の際の公 示番号	免許番号	漁業権者の名 称	漁業権者の住所
内区第一 号	内区第一 号	河口湖漁業協 同組合	南都留郡富士河口湖町河口二千九百八十五番 地
内区第二 号	内区第二 号	河口湖漁業協 同組合	南都留郡富士河口湖町河口二千九百八十五番 地

2 免許の内容、存続期間及び制限又は条件
共同漁業及び区画漁業の内容となるべき事項等（平成十五年山梨県告示第四百五十八号）のとおりとする。

山梨県告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡北地域振興局建設部において、この告示の日から平成十六年二月九日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年一月十九日

- 一 道路の種類 県道 山梨県知事 山 本 栄 彦
- 二 路線名 葎崎増富線
- 三 道路の区域

区	間	旧新 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
---	---	----------	-----------------	------------------

北巨摩郡須玉町大字小尾字濱井場五七二九番の一地先から	北巨摩郡須玉町大字小尾字中川原六一一六番地先まで	新	旧	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
		五・五 一八・五	四・〇 一〇・〇		三七八・〇
					三七八・〇

山梨県告示第十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡北地域振興局建設部において、この告示の日から平成十六年二月九日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年一月十九日

- 一 道路の種類 県道 山梨県知事 山 本 栄 彦
- 二 路線名 増富若神子線
- 三 道路の区域

区	間	旧新 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
北巨摩郡須玉町大字小尾字中川原六一一六番地先から	北巨摩郡須玉町大字小尾字濱井場五七二九番の一地先まで	新	旧	
		五・五 一八・五	四・〇 一〇・〇	三七八・〇
				三七八・〇

山梨県告示第十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡北地域振興局建設部において、この告示の日から平成十六年二月九日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年一月十九日

- 一 道路の種類 県道 山梨県知事 山 本 栄 彦
- 二 路線名 長沢小淵沢線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
北巨摩郡小淵沢町大字上笹尾字大林三〇九 二番の一五地先から 北巨摩郡小淵沢町大字上笹尾字大林三〇九 二番の四地先まで				
	一八・二 二八・〇	一六・〇 二二・六		八五・二

教育委員会

山梨県教育委員会規則第一号

山梨県教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十六年一月十九日

山梨県教育委員会

委員長 志 村 洸

改正する規則
山梨県教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則の一部を

改正する規則
山梨県教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則（昭和四十六年山梨県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「理事の重任に係るときにあつては、」を削る。

第五条第二項中「監事の重任に係るときにあつては、」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番